

VII 環 境

1. 環境保全対策	159
2. 環境衛生対策	168
3. 廃棄物対策	169
4. 廃棄物処理	171
5. 斎場	179

1 環境保全対策

(1) 公害苦情件数

①公害苦情件数の種類

(単位:件)

年度	種類	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下	その他	計
H21		116	10	27	2	18	0	0	222	395
H22		70	13	14	2	13	0	0	215	327
H23		56	9	17	0	14	0	0	207	303
H24		59	13	17	1	12	0	0	93	195
H25		21	20	12	1	12	0	0	121	187

②平成 25 年度発生源別苦情件数内訳

種類別	発生源	農 業 ・ 畜 産	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	サ ー ビ ス 業	公 務	そ の 他 (単位:件)								
												公 園	家 庭 生 活	事 務 所	道 路	空 き 地	神 社 ・ 寺 院 等	そ の 他	不 明	合 計
典 型 7 公 害	大気汚染	5			1	2			1	3		1	4			1		2	1	21
	水質汚濁	2				5			2			1	3					2	5	20
	騒音	1			2					1			8							12
	振動				1															1
	悪臭	5			1	1				1			2			1		1		12
	土壌汚染																			
	地盤沈下																			
計	13			5	8			3	5		2	17		2		5	6		66	
そ の 他	11			1				4	1		13	10		3	74	1	1	2	121	
合 計	24			6	8			7	6		15	27		3	76	1	6	8	187	

(2) 公害の現状

①大気

ア 二酸化硫黄 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H20	0.002	0.004	0.003
H21	0.002	0.004	0.003
H22	0.002	0.002	0.001
H23	0.002	0.002	0.003
H24	0.002	0.002	0.003

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第48報」熊本県環境生活部（平成25年10月）発行

イ 二酸化窒素 (年平均値)

(ppm)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H20	0.013	0.009	0.008	0.016
H21	0.011	0.008	0.007	0.014
H22	0.010	0.009	0.009	0.003
H23	0.011	0.009	0.009	0.015
H24	0.011	0.008	0.008	0.016

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第48報」熊本県環境生活部（平成25年10月）発行

ウ 浮遊粒子状物質 (年平均値)

(mg/m³)

測定局 年度	八代市役所 (一般環境測定局)	八代八千把 (一般環境測定局)	八代市保健センター (一般環境測定局)	八代 (自動車排ガス測定局)
H20	0.024	0.023	0.021	0.024
H21	0.023	0.024	0.022	0.024
H22	0.021	0.019	0.016	0.023
H23	0.022	0.020	0.019	0.023
H24	0.020	0.020	0.019	0.023

出典：「大気・化学物質・騒音等環境調査報告書第48報」熊本県環境生活部（平成25年10月）発行

②水質

ア 河川の水質 (BODの年平均)

(mg/ℓ)

水 域 名	河 川 名	地 点 名	類 型	環 境 基 準 値	年 度				
					H20	H21	H22	H23	H24
球 磨 川	球 磨 川	坂 本 橋	A	2 以下	0.7	1.0	0.7	0.8	0.6
		横 石	A	2 以下	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
		新 萩 原 橋	A	2 以下	0.6	0.8	0.7	0.7	0.7
		金 剛 橋	A	2 以下	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
	前 川	前 川 橋	A	2 以下	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7
氷 川 等	氷 川	白 岩 戸	A	2 以下	0.6	0.5	0.5	0.6	0.5
	大 鞘 川	第 二 大 鞘 橋	B	3 以下	1.4	1.9	1.5	1.8	1.7
そ の 他	水 無 川	産 島 橋	—	—	20	10	16	16	15
	流 藻 川	千 鳥 橋	—	—	2.0	1.9	1.0	1.5	1.0
		流 藻 川 河 口	—	—	2.1	2.4	2.3	1.9	1.5

出典：「平成 24 年度水質調査報告書 (公共用水域及び地下水)」熊本県 (平成 25 年 10 月) 発行

イ 海域の水質 (CODの年平均)

(mg/ℓ)

水 域 名	地 点 名		類 型	環 境 基 準 値	年 度				
					H20	H21	H22	H23	H24
八 代 地 先	St-1	水 無 川 河 口	C	8 以下	2.3	2.8	3.0	2.1	2.5
	St-2	八 代 港 内	C	8 以下	1.8	2.3	2.0	2.1	2.0
	St-3	大 鞘 川 地 先	B	3 以下	1.9	2.4	2.4	2.0	2.3
	St-4	水 無 川 地 先	B	3 以下	1.6	1.9	2.1	1.9	2.1
	St-5	前 川 河 口	B	3 以下	1.7	1.9	1.9	1.9	2.1
	St-6	水 無 川 地 先	A	2 以下	1.7	2.1	2.0	1.7	2.0
	St-7	前 川 地 先	A	2 以下	1.5	1.8	1.9	1.4	1.8
	St-8	南 川 河 口	B	3 以下	1.6	1.7	1.9	1.3	2.1

出典：「平成 24 年度水質調査報告書 (公共用水域及び地下水)」熊本県 (平成 25 年 10 月) 発行

ウ 主な工場の排水水質 (年平均)

(mg/ℓ)

工 場 名	項 目	年 度				
		H21	H22	H23	H24	H25
日 本 製 紙 (株) 八 代 工 場	S S	22	22	20	25	22
	COD	39	43	46	41	34
(株) 興 人 八 代 工 場 ※	S S	8	3	6	8	7
	COD	7.4	9.7	7.9	7.8	7.7
メ ル シ ャ ン (株) 八 代 工 場	S S	7	6	8	7	5
	COD	6.2	6.1	6.7	6.6	6.1
Y K K A P (株) 九 州 事 業 所	S S	2	<2	<2	<2	<2
	COD	6.2	6.0	7.3	6.0	4.8

※会社承継に伴い、平成 24 年 11 月 1 日以降は、興人フィルム&ケミカルズ(株)八代工場

③悪臭

ア 主要な事業場の敷地境界線における特定悪臭物質

年度	事業場及び項目	日本製紙(株)八代工場				メルシャン(株)八代工場	
		硫化水素	メチルメルカプタン	硫化メチル	二硫化メチル	アンモニア	トリメチルアミン
H21	最大値 (ppm)	0.058	0.0012	0.002	<0.0009	0.1	<0.0005
	最小値 (ppm)	0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	1/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
H22	最大値 (ppm)	0.10	—	0.002	<0.0009	<0.1	<0.0005
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	2/12	0/11	0/12	0/12	0/12	0/12
H23	最大値 (ppm)	0.084	0.0025	0.003	<0.0009	0.1	<0.0005
	最小値 (ppm)	0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	3/12	1/12	0/12	0/12	0/6	0/6
H24	最大値 (ppm)	0.023	0.0017	<0.001	<0.0009	0.1	<0.0005
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	<0.1	<0.0005
	基準超過回数 ／測定回数	1/12	0/12	0/12	0/12	0/4	0/4
H25	最大値 (ppm)	0.038	0.0013	<0.002	0.0013	—	—
	最小値 (ppm)	<0.002	<0.0002	<0.001	<0.0009	—	—
	基準超過回数 ／測定回数	1/12	0/12	0/12	0/12	—	—

④地下水位 (年平均)

(海面海拔高度 : m)

観測井名	地層区分	年平均水位		
		H23	H24	H25
麦島小学校	S	0.99	1.03	0.97
日奈久新開町	S	0.00	-0.02	-0.05
南平和町	S	0.22	0.26	0.22
古閑上公民館	S	0.80	0.82	0.77
第七中学校	D I	-0.30	-0.28	-0.30
八代南高校	F	2.57	2.57	2.69
降雨量 (mm)		2,383	2,427.5	1,828.5

※F…扇状地礫層 S…島原海湾層 D I…未区分洪積層 I層 D II…未区分洪積層 II層

(3) 法令に基づく公害規制

①大気汚染防止法

ア いおう酸化物の排出規制 (K値)

区域	K値
(旧)八代市の区域	11.5
その他の区域	17.5

②水質汚濁防止法

工場・事業場名	pH	規制基準値					
		SS (mg/l)		COD (mg/l)		BOD (mg/l)	
		日最大	日平均	日最大	日平均	日最大	日平均
日本製紙(株)八代工場	5.8～8.6	50	35	80	65	80	65
興人フィルム&ケミカルズ(株)八代工場	5.8～8.6	40	18.5*	45	35	80	60
メルシャン(株)八代工場	5.8～8.6	50	35*	30	20	30	20
YKKAP(株)九州事業所	5.8～8.6*	25*	20*	25	20	—	—

※市と締結している環境保全協定で規定している協定値（平成26年4月1日現在）

③悪臭防止法

(ppm)

特定悪臭物質	臭気強度			基準適用年月日
	2.5	3	3.5	
ア ン モ ニ ア	1	2	5	昭和49年3月1日
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	
硫 化 水 素	0.02	0.06	0.2	
硫 化 メ チ ル	0.01	0.05	0.2	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.03	0.1	昭和53年4月1日
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	
ス チ レ ン	0.4	0.8	2	
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.07	0.2	平成3年6月1日
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.002	0.006	
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.002	0.004	
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.004	0.01	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	平成8年1月1日
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	
イ ソ ブ タ ノ ー ル	0.9	4	20	
酢 酸 エ チ ル	3	7	20	
メチルイソブチルケトン	1	3	6	
ト ル エ ン	10	30	60	
キ シ レ ン	1	2	5	

※ は、熊本県の規制基準

④騒音規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

区域 \ 時間	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	朝 夕 (午前 6 時～午前 8 時) (午後 7 時～午後 10 時)	夜間 (午後 10 時～午前 6 時)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 \ 区域	1 号 区 域	2 号 区 域
騒 音 基 準	85 デシベル	
作 業 時 刻	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
1 日当たりの作業時間	10 時間／日を超えない	14 時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して 6 日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日 (祝祭日)	

⑤振動規制法

ア 特定工場等に係る規制基準

区域 \ 時間	昼間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜間 (午後 7 時～午前 8 時)
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

イ 特定建設作業に係る規制基準

規制種別 \ 区域	1 号 区 域	2 号 区 域
振 動 の 基 準	75 デシベル	
作 業 時 刻	午前 7 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午後 10 時まで
1 日当たりの作業時間	10 時間／日を超えない	14 時間／日を超えない
作 業 の 期 間	連続して 6 日を超えないこと	
休 業 日	日曜日、その他の休日 (祝祭日)	

(4) 八代市公害防止条例

施 行 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害防止に関し、必要な事項を定めることにより市民の健康を保護すると共に生活環境の保全を図り、もって市民の福祉の増進に寄与する。

(5) 啓発・広報活動

八代市では、地球環境及び地域環境の現状について多くの市民、特に次世代を担う子ども達に情報を提供することにより、市民一人ひとりが環境について関心を持ち、環境を守る取組みの第一歩を身近なところから始めてもらうきっかけをつくることを目的として次のような啓発・広報活動を行っている。

①こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は次世代を担う子ども達が主体的に行う環境学習及び環境保全に関する活動を支援することを目的として実施されている事業で、八代市においても平成7年7月に環境課内にこどもエコクラブの事務局を設置し、自主開催イベントによる啓発活動を展開している。

平成25年度八代市では3クラブ21人がこどもエコクラブに登録した。

こどもエコクラブイベント実績（平成25年度）

イベント名	開催日時	開催場所	参加人数
干潟観察会	平成25年5月11日(土)	大島干潟	26
省エネ教室	平成25年7月24日(水)	麦島公民館	26
水生生物観察会	平成25年8月9日(金)	水無川（ホテルの里公園）	28
植物観察会	平成25年11月9日(土)	八代城跡公園	20
野鳥観察会	平成26年2月2日(日)	球磨川河口右岸（鼠蔵町）	36

②「まちづくり出前講座」

ア 目的

環境問題に関する出前講座の要望に対しては、環境行政に携わる市職員（環境課及びごみ対策課）が直接出向き、地球環境問題をはじめ私達の生活に身近な環境・自然の状況について事例紹介等を行い、地球及び本市の環境について考える機会を提供する。

イ 内容等

小・中学校等が希望する環境に関する内容に対し、事前打合せをもとに準備可能なものについては、簡易実験等を取り入れ実施しており、また、干潟観察会等の野外活動や自然観察についても可能な限り対応している。

ウ まちづくり出前講座事業実績

平成25年度は、38回（延べ1,381人）の申込みがあった。ごみ問題に関する内容の依頼が多かった。

③環境月間等

ア 「環境月間」及び「環境の日」

6月5日は国連の「世界環境デー」であり、これは昭和47年6月にストックホルム国連人間環境会議の開催を記念して決定されたもので、わが国においても平成3年度からは、6月を「環境月間」として新たに設け、なお一層の環境保全活動の推進を図っている。

また、平成5年11月に制定された「環境基本法」では6月5日を「環境の日」と定めており、国及び地方公共団体はその趣旨にふさわしい事業を実施するよう明記されている。八代市としてもクリーンな地域環境を維持、向上させるため、次の活動を計画し、実施した。

平成 25 年度「環境月間」行事

行 事 名	期 日	内 容
夏の軽装(クールビズ)	5月1日～ 10月31日	市庁舎等の室内温度を28℃に設定することに伴い、職員のノーネクタイ・ノー上着ファッションを実施した。
市内一斉清掃	6月中	市政協力員等の呼びかけにより地域の清掃を行い、生活環境の美化に努めた。
犬のフン害パトロール	6月3日 ～7日	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。

イ 平成 25 年度「環境衛生週間」

生活環境の保全及び公衆衛生を向上させるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行日である9月24日(清掃の日)から「浄化槽法」の施行日である10月1日(浄化槽の日)までの期間「環境衛生週間」にあわせ、八代市では次の活動を実施した。

平成 25 年度「環境衛生週間」行事

行 事 名	期 日	内 容
市内一斉清掃	9月中	市政協力員等の呼びかけにより町内の清掃を行い、生活環境の美化に努めた。
犬のフン害パトロール	9月24日～ 10月4日	地域を巡回し、飼主がペットのフンを適正に処理するよう、広報パトロールを実施した。
環境美化推進善行者表彰	10月9日	日頃から住みよいきれいな地域社会及び美しい街づくりに尽力している個人、団体を表彰し、その功績を称えた。
環境美化推進講演会	10月9日	講師を招き、環境美化について講演していただき、参加者の環境美化への関心を高めた。

(6) 八代市環境基本条例

施 行 平成 17 年 8 月 1 日

目 的 市における環境政策の理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定める。

(7) 八代市環境基本計画

計画決定 平成 21 年 2 月 27 日

計画期間 平成 21 年度から平成 30 年度

目 的 八代市環境基本条例に基づき、市の望ましい地域環境の姿を明らかにし、これを実現するための方針及び取組むべき具体的施策を示すとともに、市民、事業者及び市のそれぞれが配慮すべき事項を定め、環境像として掲げた「人と自然が調和するまち やつしろ」の実現を図る。

(8) 八代市地球温暖化対策実行計画

計画決定 平成 19 年 12 月 21 日

計画期間 平成 20 年度から平成 24 年度

目 的 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に伴って発生する温室効果ガスの削減に直接又は間接的に寄与する取組を定め、環境負荷の低減を図る。

目 標 温室効果ガス排出量を平成 18 年度比 5.3%以上削減

(9) 環境保全協定等の締結状況

本市では、八代市環境基本条例及び八代市公害防止条例等に基づき、次表の17事業場と環境保全協定等を締結している。

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
1	YKKAP(株)九州事業所	非鉄金属素形材製造業	新港町	S48. 10. 8 H12. 10. 11(改定) H19. 3. 29(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ☒ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 使用薬品等(定期報告の義務有) ☒ 騒音・地下水保全・廃棄物処理に関する事項
2	(株)アライカーボン	炭素・黒鉛製品製造業	新港町	S62. 1. 6	<ul style="list-style-type: none"> ☒ ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定の義務有) ☒ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
3	神田工業(株)	電子部品・電子機器組立	坂本町	S63. 5. 23	<ul style="list-style-type: none"> ☒ 大気汚染・水質汚濁・騒音に関する事項
4	(株)福岡タルク工業所	骨材・石工品等製造業	新港町	H 1. 7. 4	<ul style="list-style-type: none"> ☒ 排出水(許容限度の設定、自主測定の義務有) ☒ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
5	八代グリーン開発(株)	ゴルフ場	二見本町	H 2. 9. 3 H 6. 6. 10(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ☒ 水質汚濁防止(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 農薬使用(使用制限、報告の義務有) ☒ 廃棄物処理に関する事項
6	(株)ジェービーエフ坂本加工センター	食品加工業	坂本町	H 2. 11. 13	<ul style="list-style-type: none"> ☒ 水質汚濁防止(許容限度の設定、自主測定と報告の義務有) ☒ 悪臭、廃棄物処理に関する事項
7	(株)エーブル	食品加工業	新港町	H 4. 3. 23 H12. 2. 16(承継)	<ul style="list-style-type: none"> ☒ ばい煙・排出水(許容限度の設定、自主測定の義務有) ☒ 廃棄物処理に関する事項
8	日本製紙(株)八代工場	紙・パルプ製造業	十条町	H 5. 3. 30 H19. 3. 29(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ☒ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 使用薬品・廃棄物処理(定期報告の義務有) ☒ 地下水保全(定期報告の義務有)
9	(株)クリーンアメニティ	産廃及び一般廃棄物処理業	二見赤松町	H 6. 3. 30 H13. 5. 31(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ☒ 作業時間・搬入物・搬入時間の制限 ☒ 水質汚濁防止・地下水保全(許容限度の設定、自主測定と報告の義務有) ☒ 粉じん・悪臭に関する事項
10	八代飼料(株)	飼料製造業	新港町	H 7. 12. 6	<ul style="list-style-type: none"> ☒ ばい煙(許容限度の設定、自主測定の義務有) ☒ 粉じん・廃棄物処理に関する事項
11	(株)金橋商会	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ☒ 大気汚染・水質汚濁防止・土壌汚染・騒音・振動に関する事項
12	中山砂利(有)	採石業	坂本町	H 9. 3. 10	<ul style="list-style-type: none"> ☒ 大気汚染・水質汚濁防止・土壌汚染・騒音・振動に関する事項
13	(株)興人八代工場	化学繊維製造業	興国町	H11. 3. 30 H19. 3. 29(一改)	<ul style="list-style-type: none"> ☒ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 使用薬品等、廃棄物処理(定期報告の義務有) ☒ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)
14	メルシャン(株)八代工場	飲料・飼料製造業	三楽町	H11. 3. 31 H19. 3. 29(一改) H25. 2. 5(改定)	<ul style="list-style-type: none"> ☒ ばい煙(含むダイオキシン類)・排出水・悪臭・騒音(許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有) ☒ 使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有) ☒ 地下水保全(揚水量制限、定期報告の義務有)

	事業場名	業種	所在地	締結年月日	協定項目の概要
15	ヤマハ熊本プロダクツ(株)	輸送用機械器具製造業	新港町	H11. 9. 7 H20. 5. 19(一改) H25. 2. 5(改定)	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・悪臭（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ※ 排水・騒音・地下水保全に関する事項 ※ 使用薬品等・廃棄物処理に関する事項（定期報告の義務有）
16	日本エコネット(株)	ガラス発砲材製造業	新港町	H15. 3. 25	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ※ 粉じん・騒音・悪臭・廃棄物処理に関する事項
17	つちやゴム(株)	一般用・産業用ゴム製品製造	鏡町	H15. 1. 10	<ul style="list-style-type: none"> ※ 大気汚染・水質汚濁防止・騒音・振動・地盤沈下・悪臭・廃棄物処理に関する事項
18	日本マイクロバイオファーマ(株)八代工場	医薬品製造業	三楽町	H25. 2. 5	<ul style="list-style-type: none"> ※ ばい煙・騒音・悪臭（許容限度の設定、自主測定と定期報告の義務有） ※ 水質汚濁に関する事項 ※ 地下水保全・使用薬品等・廃棄物処理(定期報告の義務有)

<備考> 1. (一改) は、協定の一部を改定する協定の直近の締結年月日
2. (改定) は、協定の全部を改定する協定の直近の締結年月日

2 環境衛生対策

(1) 衛生害虫等の駆除事業

目的 感染症予防法に基づき実施するものであり、生活環境から感染症の原因となる衛生害虫を駆除することにより、環境衛生の向上に努める。

内容 ①衛生害虫駆除事業

薬剤散布による衛生害虫（成虫、幼虫）の駆除及び消毒

人員 : 2名

時期 : 5月～10月

場所 : 市内一円の公共の用地・下水溝・用排水路・墓地等

使用薬品 : 水和剤、水性乳剤、粒剤等

②ネズミ駆除 駆除剤を必要世帯に配布（本庁、支所及び出張所に配備）

(2) 八代市環境美化の推進に関する条例

施行年月日 平成 17 年 8 月 1 日

目的 市民等の環境美化意識の高揚を図り、市と市民等がそれぞれの主体的な取り組みによって、良好な生活環境の確保に努める。

(3) きれいなまちづくり協定

概要 町内と市が地域美化に取り組むという明確な意思に基づいて、一定の期間、一定の区域についてボランティア美化活動を行うものである。協定締結団体には、市から美化活動用の物品の支給、貸与を行う。

協定締結数 町内会 17、個人 3、事業所 2、団体 5（平成 26 年 6 月 1 日現在）

(4) 災害時の防疫活動

概要 市災害対策本部設置時において、八代市地域防災計画に基づき「感染症対策」、「消毒の実施」に関する防疫活動のほか、健康管理班と連携し被災者の飲用水の水質検査及び消毒指導を行う。また、災害時に備え防疫薬剤、消毒機材、水質検査用品等の備蓄を行う。

消毒用機材 煙霧機 11、大型動力噴霧機 1、電動噴霧機 6、肩掛噴霧機 3

3 廃棄物対策

八代市清掃センターは、稼動開始から 39 年が経過し、焼却能力が低下したため、燃えるごみの処理の一部を外部へ委託している状態である。そのため、処理費用の削減などを目的とし、平成 22 年 7 月 1 日に「ごみ非常事態宣言」を行い、市民へごみ減量化への協力をお願いするとともに、ごみの減量を推進するために各種事業を実施している。

(1) ごみ減量化対策事業

①燃えるごみの有料指定袋排出制度

平成 11 年 4 月から、有料指定袋制度を導入し、家庭から排出される燃えるごみについては、大袋 50 円/枚、中袋 35 円/枚、小袋 20 円/枚のごみ処理手数料を負担してもらうことにより、燃えるごみの減量化の推進とごみ処理に対する受益者負担の適正化に努めている。

②家庭における生ごみの減量化に対する助成制度

平成 4 年度から、生ごみ堆肥化容器の設置世帯に購入金額の半額助成（1 世帯 3 基まで、1 基当たり 3,000 円を上限とする）を行っている。また、平成 9 年度から開始した生ごみ処理機についての助成制度を平成 17 年 8 月の市町村合併を契機に見直し、それまでの購入金額の 4 分の 1 助成（1 世帯 1 機まで、1 機当たり 15,000 円を上限とする）を、購入金額の 2 分の 1 助成（25,000 円を上限とする）に引き上げるなど、生ごみの堆肥化に取り組む市民への支援策を強化し、燃えるごみの減量化を推進している。

生ごみ堆肥化容器等助成内容

種別	助成率	助成額上限	設置基数
生ごみ堆肥化容器	2 分の 1	3,000 円	5 年間に 1 世帯 3 基まで
生ごみ処理機	2 分の 1	25,000 円	5 年間に 1 世帯 1 機まで

生ごみ堆肥化容器等設置助成実績

区分 \ 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
申請者数（人）	69	296	111	126	112
設置補助基数（基）	84	370	128	144	135
助成金交付額	1,041,975	3,484,631	1,230,425	1,365,819	1,460,871

③段ボール箱を使った生ごみ堆肥化推進事業

八代市域内で排出されている燃えるごみの約 5 割を生ごみが占めており、この生ごみの減量化は喫緊の課題である。

そこで、平成 19 年度から手軽に始められる「段ボール箱を使った生ごみ堆肥化」を多くの市民に取り組んでもらうため、講習会や出前講座を通じて推進している。

[平成 20～24 年度は、講習会等の受講者を対象に『体験用キット』を無料で配布し、平成 20 年度 1,000 セット、平成 21 年度 1,512 セット、平成 22 年度 472 セット、平成 23 年度 233 セット、平成 24 年度 163 セット、平成 25 年度は 252 セットを配布した。]

④ごみ減量化・リサイクル推進の啓発

ごみの減量化やリサイクルを市民の身近な問題として認識してもらうため、これらの情報を出前講座や市報、市ホームページ、エフエムやつしろ等により発信している。

⑤ごみ減量アドバイザー事業

市内事業所（多量排出事業以外も含む）から排出される「ごみ」の処理状況を調査し、事業所に対して必要な助言等を行い、事業所から排出されるごみの適正処理と減量化を図る。また、本事業を運営するため、非常勤職員2名を「ごみ減量アドバイザー」として雇用している。〔平成23年2月より実施。〕

⑥環境学習講師派遣事業

平成25年度より、幼少期からのごみや環境に関する教育の重要性に着目し、市内の保育園、幼稚園、小学校を対象に環境団体等を講師として派遣する学習会を実施している。

（2）廃棄物処理対策事業

廃棄物処分場等の周辺環境調査の実施のほか、国土交通省並びに熊本県（八代保健所）と連携して、廃棄物不法投棄合同パトロールを実施するなど、不法投棄と野焼きの未然防止のための啓発活動などを行うことで、廃棄物の適正処理を確保し、生活環境の保全に努めている。

①昭和同仁町廃棄物処分場周辺環境調査〔2回／年〕

②二見処分場調査〔2～6回／年〕

③敷川内町環境保全用地周辺地下水調査〔2回／年〕

④敷川内環境保全用地浸出水調査〔4回／年〕

⑤坂本町今泉地区周辺環境調査〔2回／年〕

⑥『多量排出事業所』の指定及び訪問指導

事業系一般廃棄物の「多量排出事業所」を指定し、一般廃棄物減量計画書の提出を義務付け、それに係る事業所の訪問調査、指導を実施することで、八代市内における、事業系一般廃棄物の排出抑制とリサイクル推進の誘導を図る。〔平成12年度から実施、平成25年度101事業所を指定〕

⑦廃棄物不法投棄合同パトロール

八代市における廃棄物の不法投棄等について、関係機関との連携を強化し、対応の迅速化を図る。〔平成7年度から八代市と熊本県（八代保健所）により実施。平成21年度からは国土交通省八代河川国道事務所、平成24年度からは一般社団法人熊本県産業廃棄物協会南部支部及び熊本県建設業協会八代支部も参加〕

⑧八代市不法投棄監視指導員制度

市民からの通報に対する迅速な対応や、パトロールによる不法投棄や野焼きの早期発見・早期指導を図ることを目的に、不法投棄監視指導員として非常勤職員2名を委嘱し、市民の快適な生活環境の保全に努めている。〔平成19年度から嘱託職員1名、平成24年度から非常勤職員2名にて、廃棄物の不法投棄等について、監視パトロールや事案の調査及び改善指導などの業務を実施〕

4 廃棄物処理

(1) 一般廃棄物の処理

①ごみ（平成25年度）

ア ごみ収集

a 南部ブロック／八代及び坂本地域、処理施設：八代市清掃センター

◎収集体制（全面委託）

○八代地域

- ・可燃物 業者：八代清掃公社
収集作業員22名 委託料85,785千円
車両台数8台（塵芥車）、予備車3台（塵芥車）
- ・資源物 業者：八代清掃公社
収集作業員13名 委託料53,361千円
車両台数6台（平ボディ車4台、2tダンプ1台、2tパッカー車1台）
- 業者：八代廃棄物処理協同組合
収集作業員13名 委託料53,392.5千円
車両台数7台（平ボディ車5台、2tダンプ1台、2tパッカー車1台）

○坂本地域

- ・可燃物 業者：亀田産業
及び資源物 収集作業員 8名 委託料18,249千円
車両台数5台（2tパッカー車1台、平ボディ車4台）

◎収集回数及び収集実績

○八代地域

- ・可燃物 平成11年4月から有料指定袋制の導入
(昭和50年7月1日から袋収集を導入)
ステーション方式（約2,200箇所）で全域週2回
(月・木、火・金、水・土)
収集実績：17,277.15トン
- ・資源物 ステーション方式で月2回収集（392箇所）
収集実績：2,811.30トン

○坂本地域

- ・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一（平成9年4月から有料指定袋制度を導入）
ステーション方式（190箇所）で全域週2回（月・木、火・金）
収集実績：595.67トン
- ・資源物 ステーション方式で月1回収集（76箇所）
収集実績：206.16トン

◎清掃センターへの直接持込み実績

- ・可燃物 9,667.82トン（内 公共搬入物 14.17トン）
- ・資源物 2,573.56トン（内 公共搬入物 3.54トン）
千丁・東陽・泉地域の中型ごみ分 11.45トン）

b 北部ブロック／千丁・鏡・東陽・泉地域、処理施設

：生活環境事務組合クリーンセンター

◎収集体制（全面委託）

○千丁地域

- ・可燃物 業者：城 誠二（個人）
及び資源物 収集作業員 4名 委託料18,081千円
車両台数3台（2tパッカー車2台、平ボディ車1台）

○鏡地域

・可燃物 業者：(株)三大
収集作業員 4名 委託料12,579千円
車両台数2台 (2tパッカー車)

・資源物

業者：(有)水野産業
収集作業員 2名 委託料11,970千円
車両台数2台 (2tダンプ1台、平ボディ車1台)

○東陽地域

・可燃物 業者：前田産業
及び資源物 収集作業員 3名 委託料 8,522千円
車両台数2台 (2tパッカー車1台、平ボディ車1台)

○泉地域

・可燃物 業者：(有)吉田建設二級建築士事務所
及び資源物 収集作業員 4名 委託料 8,516千円
車両台数3台 (2tパッカー車1台、平ボディ車1台、2tダンプ1台)

◎収集回数及び収集実績

○千丁地域

・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成6年度から指定袋制度を導入)
ステーション方式 (131箇所) で全域週2回 (月・木、火・金)
収集実績： 1,118トン

・資源物 ステーション方式で月2回収集 (16箇所)
収集実績： 129トン

○鏡地域

・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成7年度から指定袋制度を導入)
路線収集方式で全域週2回 (月・木、火・金)
収集実績： 2,621トン

・資源物 ステーション方式で月2回収集 (46箇所)
収集実績： 360トン

○東陽地域

・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成12年度から指定袋制度を導入)
ステーション方式 (62箇所) で全域週2回 (月・木、火・金)
収集実績： 342トン

・資源物 ステーション方式で月1回収集 (34箇所)
収集実績： 32トン

○泉地域

・可燃物 合併当初に有料指定袋制を統一 (平成11年度から指定袋制度を導入)
ステーション方式 (120箇所) で全域週1回 (月、火、水、金) 及び
月1回の木曜日に予備収集を実施
収集実績： 302トン

・資源物 ステーション方式で月1回収集 (46箇所)
収集実績： 79トン

【参考】八代地域を除き、平成22年9月から契約方法を5年間の長期継続契約とする。

契約期間 平成22年9月1日から平成27年8月31日まで

※各地域の受託事業者は次のとおり

○坂本地域(可燃物及び資源物)：亀田産業(有)

○千丁地域(可燃物及び資源物)：(株)Jクリーン※個人営業(城誠二)を法人営業へ変更

○鏡地域(可燃物)：(株)三大、(資源物)：(有)水野産業

○東陽地域(可燃物及び資源物)：前田産業

○泉地域(可燃物及び資源物)：(有)吉田建設二級建築士事務所

イ 一般廃棄物処理手数料

a 八代市清掃センター分

※八代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条、第12条関係(平成21年11月2日改定)

別表第2 (第10条関係)

1	集積所に排出できるごみのうち燃えるごみ	市が指定する袋(大)45リットル	1枚当たり50円
		市が指定する袋(中)30リットル	1枚当たり35円
		市が指定する袋(小)15リットル	1枚当たり20円
2	市が指定する施設に搬入できるごみ	処理計画に従い分別されているもの	重量10kg当たり100円。 搬入されたごみに大型ごみがある場合は上記金額に別表第3に掲げる手数料を加算した額
3	市が指定する施設に搬入できる大型ごみ	別表第3に掲げるもの	別表第3に掲げる手数料を加算した額
4	樹木剪定くずであって、処理計画に定める施設に搬入できるもの	受け入れ基準に適合しているもの	重量10kg当たり50円。
5	市が依頼を受けて臨時的に収集するごみ	一般家庭から排出されるものであって、処理計画に従い分別されているもの	車両(2トン積)1台当たり4,500円。搬入されたごみに大型ごみがある場合は上記金額に別表第3に掲げる手数料を加算した額
備考 手数料には、消費税が含まれるものとする。			

別表第3 (第10条、第12条関係)

ユニット型エアコンディショナー		1個当たり	1,500円
テレビジョン受信機	大 16型及び16V型以上	1個当たり	1,000円
	小 15型及び15V型以下	1個当たり	500円
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	大 171リットル以上	1個当たり	1,500円
	小 170リットル以下	1個当たり	1,000円
電気洗濯機及び衣類乾燥機		1個当たり	1,000円
温水器、ボイラー		1個当たり	1,000円
スプリング入りマットレス		1個当たり	1,000円
備考			
1 ユニット形エアコンディショナーは、ウインドウ形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。			
2 テレビジョン受信機は、ブラウン管式のもの、液晶式もの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないもの)に限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式ののものに限る。			
3 ユニット形エアコンディショナー、テレビジョン受信機、電気冷蔵庫及び電気冷凍庫並びに電気洗濯機及び衣類乾燥機の収集及び運搬については、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第19条に規定する料金が支払われているものに限る。			

b 八代生活環境事務組合クリーンセンター分

※八代生活環境事務組合クリーンセンターの設置及び管理に関する条例第4条及び八代生活環境事務組合ごみ処理手数料等徴収条例第2条関係（平成17年8月1日改定）

ごみ処理手数料		重量10kg当たり100円	手数料には、消費税が含まれます。
運搬手数料	ユニット型エアコンディショナー	1台につき1,500円	
	テレビジョン受信機（20インチ以下）	1台につき1,000円	
	テレビジョン受信機（21インチ以上）	1台につき1,500円	
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	1台につき1,500円	
	電気洗濯機	1台につき1,500円	

ウ ごみ焼却処理施設・八代市清掃センター（八代市中北町3743）

敷地面積 14,730.44㎡（不燃物処理、資源化施設用地5,656㎡）

職員数 13人

※焼却業務については、平成元年10月1日から民間委託、受託者株式会社タクマテクノス九州支店

工期 着工 昭和48年12月15日 竣工 昭和50年6月30日

施工者 株式会社タクマ

処理方式 全連続燃焼式機械炉

処理能力 (24H) 150トン 炉数 2基 (75トン/24H) × 2

建築概要 本館（工場棟） 鉄筋コンクリート造り及び鉄骨造地上3階、地下1階（一部地下3階）

延床面積1,962.42㎡

管理事務所 事務室、会議室、洗たく室、風呂場、便所

計量室

車庫

洗車場

※焼却プラントの構造

a 投入口

塵芥壕投入扉は油圧式4基（うち1基は破砕機専用）、搬入車3台同時搬入可。

b 破砕機

能力20トン/5H、磁気選別機で磁性物と非磁性物とに分別し、磁性物は、磁性物バンカーへコンベヤで輸送、非磁性物は振動ふるいで可燃物と不燃物に分類し、可燃物は塵芥壕へ、不燃物は不燃物バンカーへコンベヤで搬送。

c 炉形式

後燃乾燥装置は特殊階段式ストーカ、焼却装置は押込通風鎖床式ストーカでかきならし装置付、焼装置は傾斜貯蔵式で排出及び埋火装置付。

d 排ガス減温装置

炉温度範囲は800～950℃で高圧(20kg/cm²)の水噴射及びガス減温器により180℃まで冷却。

e ガス処理装置

バグフィルターの使用により含塵量は0.01g/Nm³以下。

f 余熱利用装置

二重管式熱交換器を高温腐食防止のため低温側に設置し、熱量の最大利用。容量は240,000 kcal/H

g 汚水処理装置

循環方式を採用し、フライトコンベヤトラフ内の汚水、洗車排水、建物雑排水は、いったん汚水貯槽に入れ凝集沈殿で薬品処理し、水噴射装置で蒸発させる。（汚水排水なし）

h 灰処理装置

主灰は、フライトコンベヤにより灰バンカー（容量48m³）へ搬送、飛灰は薬剤処理後、処理灰バンカー（10m³）へ搬送。その後、共にトラックで運搬処理。

i ダイオキシン類対策

ガス減温器及びバグフィルターを設置し、特殊反応剤を噴霧することにより、1.0 ng-TEQ/m³以下。

事業費 1,986,474千円

財源内訳 国庫補助 486,588千円

地方債 1,342,200千円

一般財源 157,686千円

総工費 889,327千円

財源内訳 国庫補助 108,296千円（うち新産都市関係補助率かさ上げによる補助
2,497千円）

県補助 500千円（緑化事業分）

地方債 560,800千円

一般財源 219,731千円

エ 八代生活環境事務組合クリーンセンター（八代郡氷川町柵313番地1）

施設概要は74ページ参照

オ 八代生活環境事務組合一般廃棄物最終処分場（八代郡氷川町柵353番地1）

施設概要は74～75ページ参照

カ 不燃物処理資源化施設（八代市中北町3743）

竣工 昭和60年2月28日

敷地面積 14,730.44m²

建物 鉄骨スレート葺2階建508m²

処理能力 20トン/5h

事業費 94,483千円

財源内訳 国庫補助 23,617千円 地方債 60,200千円

一般財源 10,666千円

キ 樹木剪定くずリサイクル事業

目的 樹木剪定くずの処理については、破碎処理後チップ化して、堆肥製造の資源としてリサイクルするなど、焼却処理による環境負荷の低減や資源の有効利用に資するため。

施行年月日 平成15年7月1日

委託先 八代ソイル株式会社

委託料 平成25年度：5,440千円

リサイクル実績 平成25年度：301.33トン

②し尿

ア 収集

a 収集方法

許可業者：し尿汲取り業 3業者 バキューム車数 19台
 浄化槽清掃業 4業者 バキューム車数 33台 汚泥濃縮車数 2台

b 収集実績（平成25年度）

51,677.82kℓ

イ し尿処理施設・八代市衛生処理センター（八代市郡築12番町243の2）

a 設置

工期 着工 昭和34年2月10日 竣工 昭和36年9月21日
 施工者 大平建設工業株式会社
 消化方式 嫌気性加温式
 処理能力 36kℓ/24H
 総工事費 40,626,396円
 財源内訳 国庫補助 9,213,000円 地方債 21,000,000円
 一般財源 10,413,396円
 工事費内訳 主体工事 38,534,000円
 し尿消化槽機械 消化槽機械工事 電気室工事
 電気工事ほか
 附帯工事 2,091,604円
 道路橋梁工事 事務室電気工事 井戸補償 井戸用地
 電気工事負担金 橋梁拡張 事務費倉庫新築その他

b 増設

工期 着工 昭和42年10月15日 竣工 昭和44年3月29日
 施工者 株式会社 西原環境衛生研究所
 消化方式 加温式ネオ促進消化式
 処理能力 50kℓ/24H
 総工事費 86,106,434円
 財源内訳 国庫補助 23,000,000円 地方債 36,300,000円
 一般財源 26,806,434円
 工事費内訳 主体工事 78,492,000円
 投入設備 給水工事 塩素消毒装置
 汚泥脱水装置 汚泥濃縮槽 機械器具営繕損料
 希釈水取水工事 配管工事 電気工事
 計量ポンプ 消化槽 加温装置
 予備曝気沈殿池調整槽 ブロワー室 沈殿池
 機械室 エアレーションタンク ポンプ工事
 附帯工事 7,614,434円
 管理事務所建設 さく井追加工事 搬入車道工事
 希釈水取水附帯工事 放流管工事 基礎工事
 用地購入費 事務費
 管理者住宅移転補修工事 テストボーリング工事

敷地面積 9,490㎡

現在処理能力 50kℓ/24H（平成9年5月、旧系列（昭和36年設置）36kℓ/24H休止）

職員数 2名・民間委託 6名

c 延命化工事

平成22年度に衛生処理センター劣化度診断を実施し、施設の健全度の目視評価
 平成23年度（平成22年度繰越明許費）

・防水工事（管理棟、前処理室、ボイラー棟）

- ・管理棟屋内照明設備更新
- 平成 24 年度
- ・破砕機No. 1 修繕工事
 - ・消化槽緊急対策修繕
 - ・消化槽汚泥計量槽移設工事

- 平成 25 年度
- ・消化槽改修工事（プラント工事）
 - ・消化槽改修保温工事（建築工事）
 - ・ガスタンク改修工事（機械工事）

ウ し尿処理施設・八代市浄化槽汚泥処理施設（八代市新港町 3 丁目 1 番地）

a 設 置

工 期 着工 平成 16 年 9 月 21 日 竣工 平成 18 年 12 月 10 日
 施 工 監 理 長藤・金橋委託共同企業体
 施 工 者 プラント 古河産機システムズ株式会社九州支店
 建築 大同・ユタカ・イーグル建設共同企業体
 建築電気設備 株式会社イチデン
 建築機械設備 第一設備工業株式会社
 トラックスケール 松岡機工株式会社

処 理 方 式 直接脱下水道放流方式
 処 理 能 力 96kℓ/8H
 総 工 事 費 1, 012, 489, 800 円
 財 源 内 訳 地方債 757, 200, 000 円 一般財源 255, 289, 800 円
 施 設 概 要 地下 1 階、地上 2 階鉄筋コンクリート造り
 受入設備、夾雑物除去設備、汚泥脱水設備、用水設備、脱臭設備
 敷 地 面 積 3, 993. 78 m² (H26 年 2 月所管換)
 建 物 面 積 1, 439. 93 m²
 職 員 数 3 名 ・民間委託 4 名

b 脱水汚泥処分（委託処理）

（通常期間）（10 ヶ月）

収 集 運 搬 委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町）
 車 両 汚泥運搬専用ダンプ（8 トン）
 委 託 料 12, 200 円/トン（税抜き）
 平成 25 年度決算額 17, 078, 720 円（1, 332. 19 トン）

中 間 処 理 委託業者 ハラサンギョウ（株）（長崎県東彼杵郡川棚町）
 処理方法 焼却後、土壌改良剤または熔融スラグとして再利用
 委 託 料 11, 000 円/トン（税抜き）
 平成 25 年度決算額 15, 253, 063 円（1, 332. 19 トン）

（上記中間処理業者の定期修繕期間）（2 ヶ月）

収 集 運 搬 委託業者 有限会社堀口環境（八代市田中北町）
 車 両 汚泥運搬専用ダンプ（8 トン）
 委 託 料 12, 500 円/トン（税抜き）
 平成 25 年度決算額 2, 787, 224 円（212. 36 トン）

中 間 処 理 委託業者 三菱マテリアル（株）九州工場（福岡県京都郡苅田町）
 処理方法 焼却後、セメント原料として再利用
 委 託 料 12, 000 円/トン（税抜き）
 平成 25 年度決算額 2, 675, 736 円（212. 36 トン）

エ し尿処理施設・八代生活環境事務組合衛生センター（八代市鏡町鏡 1375 番地）
 施設概要は 75 ページ参照

(2) 八代市環境センター建設事業

目 的 清掃センターは、築 39 年（1975 年 6 月 30 日供用開始）を経過し、ごみ質の変化や老朽化などから処理能力の低下が顕著で、ごみの一部を焼却処理できない状況にきており、「ごみの非常事態宣言」を行うなど、衛生的で良質な市民生活に支障が生じ始めている。

清掃センターに代わる新たなごみ処理施設（環境センター）の平成 29 年度中の完成を目指し、廃棄物の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を総合的に推進することで、循環型社会の形成を図る。

事業内容 環境センター施設の整備・運営

- ・エネルギー回収推進施設整備・運営【施設規模：134 t / 日】
- ・マテリアルリサイクル推進施設整備【施設規模：18 t / 5 h】
- ・管理棟、緑地、屋外付帯等整備
- ・施設整備に伴う調査、測量等

総事業費 約 24,000,000,000 円（20 年間運営費含む）

事業期間 平成 22 年度～平成 29 年度（施設整備）

平成 30 年度～平成 49 年度（施設運営）

交付金制度 循環型社会形成推進交付金【環境省】

計画 循環型社会形成推進地域計画（第 1 期：H22～H26）

承認日 平成 22 年 9 月 27 日

H23 年度実績 事業費：18,630,100 円

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・基本計画・設計（H22～H23）
- ・地質調査（H22～H23）
- ・処理システム検討委員会（H22～H23）

H24 年度実績 事業費：22,723,500 円

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・事業者選定委員会（H24～H26）
- ・水準点測量

H25 年度実績 事業費：12,909,500 円

- ・環境影響評価（H22～H25）
- ・事業者選定委員会（H24～H26）
- ・地下水調査（H25～H26）

5 齋 場

(1) 八代市齋場 (八代市松崎町 370-1)

工 期 着工 昭和 55 年 2 月 27 日 竣工 昭和 55 年 10 月 30 日

敷地面積 4,234 m²

建 物 鉄筋コンクリート平屋建 771.72 m²

火葬棟 464.52 m² (炉室 5 基、告別室、安置室、収骨室)

待合棟 253.20 m² (和室 3 室、事務室)

渡り廊下、管理人住宅

総事業費 336,559,491 円

財源内訳 地方債 168,800,000 円 一般財源 167,759,491 円

齋場使用料

(平成 17 年 8 月 1 日施行)

種 別		単 位	使 用 料 (円)	
			市 内	市 外
遺 体	15 歳以上	1 体	5,000	20,000
	15 歳未満	1 体	3,500	15,000
死 産 児		1 体	2,500	10,000
改葬等による焼骨料		1 体	1,500	5,000
産 汚 物 類		1 個	500	1,000

平成 25 年度 (4 月～翌 3 月) 火葬件数 1,422 件 (うち市外居住者 52 件)

(2) 八代生活環境事務組合齋場 (八代市東陽町南 2811)

施設概要は 75～76 ページ参照